

## 国土審議会第4回大都市圏政策ワーキングチーム

平成21年10月23日

【角田課長補佐】 皆様おはようございます。定刻より少し早いですが、皆様お集まりでございますので、ただいまから第4回大都市圏政策ワーキングチームを開催させていただきますと存じます。

委員の方々、また、地方公共団体の方々におかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は、事務局を務めております、国土交通省国土計画局広域地方整備政策課大都市圏制度企画室の角田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

では、お手元に資料を配付いたしておりますが、内容を確認させていただきたいと存じます。上から順番に、議事次第、委員名簿、資料2で主なご意見、資料3で検討の進め方、資料4で地方分権改革推進委員会第3次勧告云々と書いてあるもの、資料5で地方公共団体の方からご提出いただいた資料がついております。その後に参考資料ということになっておりますけれども、お手元にすべての資料がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

本ワーキングチームにつきましては、大都市圏政策ワーキングチーム設置要綱の4の規定によりまして、会議、議事録ともに原則公開ということになっております。本日の会議も一般の方々に傍聴いただいておりますので、この点につきましてあらかじめご了承くださいたく存じます。

それから、本日、社団法人関西経済連合会理事の櫻内委員、東京大学大学院新領域創成科学研究科教授の横張委員におかれましては、ご都合によりご欠席というご連絡をいただいております。また、関西学院大学経済学部教授の林委員におかれましては、9時半ぐらいではないかと思いますが、遅れてのご出席というご連絡をいただいております。

また、本日は地方公共団体からの意見聴取ということで、地方公共団体の方々にもご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。まず、群馬県企画部地域政策課の中野課長様でいらっしゃいます。

【群馬県（中野課長）】 中野と申します。よろしく願いいたします。

【角田課長補佐】 川崎市総合企画局都市経営部の土方部長様です。

【川崎市（土方部長）】 土方でございます。よろしく願いいたします。

【角田課長補佐】 大阪府政策企画部企画室の舟橋参事様。

【大阪府（舟橋参事）】 舟橋でございます。よろしくお願いいたします。

【角田課長補佐】 愛知県知事政策局の北川次長様。

【愛知県（北川次長）】 北川でございます。よろしくお願いいたします。

【角田課長補佐】 なお、愛知県の北川次長におかれましては、県議会中ということで9時半までのご出席と伺っております。

【愛知県（北川次長）】 よろしくお願いいたします。

【角田課長補佐】 では、ワーキングの具体的な議論に入りたいと思いますので、浅見座長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【浅見座長】 おはようございます。それでは、議事に入りたいと思います。本日は、地方公共団体からの意見聴取を予定しておりますが、その前に、地方分権改革推進委員会の第3次勧告における指摘事項について、事務局から説明をお願いいたします。

【角田課長補佐】 では、資料4でございますけれども、去る10月14日に地方分権改革推進委員会より第3次勧告が出されておりますので、その概要を今議論している大都市圏制度に関係する部分を中心にご説明申し上げたいと思います。

資料4で1から5まで法律が幾つか並んでおりますが、この法律に関して地方分権の第3次勧告のほうで指摘があったということでございます。法律の順番に整理しておりますので、地域ごとに似たようなことが何回か出てくるようになっておりますけれども、大きくまとめまして3つほどございます。

1つは、近畿圏にあります近郊整備区域ですとか都市開発区域、中部圏にあります都市整備区域だとか都市開発区域におきまして、建設計画をつくることになっております。また、近畿圏、中部圏におきましては保全区域というのがございまして、そこで保全区域整備計画を今府県知事に策定いただいているわけですが、こういったものに対する義務づけがどうか、それから、内容につきまして一部整理が必要なのではないかというご指摘をいただいているということでございます。

それから2つ目で、首都圏と近畿圏にありますけれども、近郊緑地保全区域の中で管理協定を定めることができることになっておりますが、これをつくる際に、都府県知事への協議の簡素化をすべきではないかということをおっしゃっております。

それから3つ目で、多極分散型国土形成促進法の中で都県が基本構想をつくることがあるわけですが、これの内容について一部言われている。そういったことが、大きく指摘を受けているところでございます。

2枚目に、大都市圏政策以外のことも含めまして、第3次勧告全体としてこんなものだったというカラー刷りのものをつけておりますけれども、大きく第1章から第3章までございますが、第1章の「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」が今回勧告の中では大きく出されているということでございまして、第2次勧告で4,000条項が義務付け・枠付けの見直し対象とされたわけですが、そのうちの892条項について、右側にa、b、cというのがございますけれども、こういった3つの重点事項についての指摘を受けたということでございまして、aの保育園の面積などの設置管理基準の話は私どものほうには該当はございませんが、bの自治体の事務に対する国の関与（協議、同意、許可・認可・承認）、cの計画の策定及びその手続きの自治体への義務付けについて指摘があったということでございます。

概要としては以上でございます。

【浅見座長】 どうもありがとうございました。今ご説明いただきました件につきまして、何かご質問、特段のご意見があればお願いいたします。

【大野委員】 質問よろしいですか。

【浅見座長】 どうぞ。

【大野委員】 中部圏の建設計画、保全計画の策定及び公表義務の廃止ですよ。それはそれで結構なんですけれども、中部圏開発整備法とかいうものは、地方がいろいろつくって、最終的に国土交通大臣のご承認をいただくということで、共有化する段取りがあったと思うんです。策定義務を廃止するということは、共有化していく体制がなくなるということですかね。

【角田課長補佐】 これは、あくまで地方分権改革推進委員会から出された勧告でございますので、これに基づいて政府がどうしていくかということはこれからの対応になるわけですが、今までは建設計画を府県知事がつくりなさいということになっていたわけですが、必ずしもつくらなくてもいいとしたらいいのではないかと勧告をいただいているということでございまして。

【大野委員】 だから、国土交通大臣は知らなくてよろしいと。

【角田課長補佐】 知らなくてよろしいというか、そもそも府県知事はつくらなくてもよろしいという趣旨です。

【大野委員】 つくらなくてもいい。

【角田課長補佐】 はい。

【澁谷課長】 ちよっとよろしいでしょうか。あくまで義務づけを廃止するということですので、今後の分権一括法の立法作業とかにもよるんですけれども、「できる」とか「努める」という文言に変えればいいのではないかという勧告ですので、制度そのものを全廃ということが勧告されているわけではなくて、国の意思で強制的につくれというのではなくて、都道府県側の意思でこういうものがあつたほうがいい、国と共有化したほうがいいと思う場合にはできる。また、「努める」という表現であれば、もうちょっと推奨されるべきものだという意思になるわけですが、そこは今後の調整ということになります。

【浅見座長】 よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進行したいと思います。議事（１）「地方公共団体からの意見聴取」について、本日は地方公共団体の方々にご出席いただいております。先ほどご紹介がありましたように、愛知県北川次長におかれましては途中退席されますので、愛知県から大都市圏政策に関するご意見を伺いたいと思います。

それでは愛知県北川次長、よろしくお願いいたします。

【愛知県（北川次長）】 失礼します。愛知県でございます。まず、本日はこうした機会をいただきましてありがとうございます。中部圏の意見を述べさせていただきます。お手元に配付させていただきましたA4判の資料5の1枚物がございますが、中部圏としてまとめさせていただきました。ご参考いただければと思います。

まず、現行制度の評価についてであります。現行制度につきましては、昭和41年の中部圏開発整備法制定以来四十数年にわたりまして、首都圏、近畿圏に比較しまして整備が遅れていた中部圏の社会資本整備に一定の成果を上げ、我が国を支えるものづくりの拠点として、中部圏の今日の形成に大きな役割を果たしてきたものと評価しております。

その中で、不均一課税への減収補てんなどの政策ツールにつきましては、地域や区域によってばらつきはあるものの、現在も活用されておりまして、一定の効果があつたものと認識しております。また、推進母体として設置されております中部圏開発整備地方協議会を中心に、中部圏域内の自治体間において課題を共有し、計画作成や要望活動といった取り組みを協働して行ってまいりましたのも、この制度の成果かと考えております。

次に、中部圏の課題についてでございますが、大都市圏政策ワーキングチームの場でも議論されてまいりましたように、中部圏が我が国三大都市圏の一つとしてその役割を今後にも十分に発揮していくためには、他の大都市圏と同様に解決すべき固有の課題を抱えてい

るところでございまして、全国一律の仕組みのみならず、大都市圏制度による特別な対応が必要であるということをごまらず申し上げたいと思います。

課題の1つ目でございますけれども、国際競争力の一層の強化であります。ご承知のとおり、中部圏というのは世界に誇るものづくり産業の集積地として、我が国の産業経済を牽引する重要な位置を占めてまいりました。中部圏の製造品出荷額の全国シェアは、中部圏開発整備法が制定された昭和40年には約2割であったものが、大都市圏制度による開発整備の促進に伴いまして、近年では3割を超えるに至っております。

しかしながら、昨年来の世界不況の直撃を受けまして、急速な産業経済のグローバル化に即応した国際競争力の一層の強化が課題となっております。特に成長著しい東アジア、極東圏の国々と肩を並べて連携していくために、環太平洋や環日本海での一体的な取り組みが従来にも増して重要となっているところでございます。新東名、名神高速道路やリニア中央新幹線など、一層連携性が強まる東西の国土軸に加えて、東海北陸自動車道などの南北の国土軸を一層確立することによって、さらなる役割を果たしていくものと考えております。

2つ目が、我が国の産業経済を牽引する重要な圏域であるにもかかわらず、中部圏は防災面での脆弱性が危惧されているところであります。大都市圏機能の持続性を維持確保していくために、交通インフラの整備等による圏域内での代替補完機能の確保、ゼロメートル地帯対策など、災害のリスクを未然に防止する取り組みが不可欠となっております。中部圏は首都圏、近畿圏の中間にあり、日本のロータリーとも言える位置にありますが、この地域の災害により国土全体の人や物の流れが分断されることを未然に防止することは、国としても極めて重要な課題であると考えております。

3つ目は、ものづくりの中核圏として持続可能な産業経済社会を構築していくためには、CO<sub>2</sub>の排出抑制をはじめ環境問題への総合的な対応が必要であります。産業における環境対策はもちろんでございますが、緑地整備など圏域での環境保全の取り組みも重要な課題であると考えております。

そこで、今後の制度のあり方についてでございますが、我が国の相対的な地位がさまざまな分野で低下しつつあるなど、世界規模で状況の変化が進んでおりまして、人口の減少、高齢化が同時に進行する中であって、我が国の活力を維持向上させていくためには、三大都市圏の果たすべき役割は一層大きなものがあると思います。三大都市圏のうちでも、何度も申し上げておりますが、中部圏がものづくりの中核としての役割を今後も果たしてい

くためには、現行の枠組みを維持発展させつつ、引き続き新たな大都市圏制度の構築、運用を図っていくことが不可欠であろうかと思えます。

枠組みとしては、広域地方計画では対象地域が中部と北陸に分かれましたけれども、中部圏と北陸圏の連携が重要視されまして、その旨明記されたところでございます。また、国際競争力の確保に向けました環日本海、環太平洋の一体的な取り組みなど、これまで以上に広域での取り組みの必要性は高まっているところでございまして、中部圏開発整備地方協議会を含め、現行法による中部広域での枠組みや連携による取り組みは引き続き重要であると考えております。

計画論について触れたいと思えます。現行法に基づく中部圏開発整備計画は、全国総合開発計画を受けた圏域の唯一の計画としてこれまで成果を上げてまいりました。しかしながら、全総にかわる国土形成計画に基づく広域地方計画が策定されまして、かなりの面で両計画が重複する結果となっております。広域地方計画の意義、役割を發揮していくためにも、大都市圏整備計画は大都市圏固有の課題とそれへの対応に的を絞った計画へと転換する必要があると考えております。新たな目的や制度設計を踏まえまして、広域地方計画とのすみ分けが明確化でき、かつ地域の主体性のもとに政策ツール等による実効性が期待できる計画に移行できれば、これまでに増して意義があるものと考えております。

次に、政策区域と政策ツールについてでございます。大都市圏整備法制定後の他の法令により措置されている同様の制度は使いやすく、また、PRも充実していることもありまして、現行の政策区域の効用は直接的には失われつつある面がございます。したがって、現行の政策ツールの中には継続が必要なものもございますけれども、中部圏をはじめ関係の自治体の意見も尊重いただきながら、大都市圏の新たな課題を踏まえた新たな政策区域制度への転換を図っていくことが必要であると考えます。

政策ツールに関連いたしまして、現在国において検討がなされている一括交付金では、地方の裁量によりハード整備等の取り組みを推進できるとする、地方自治体が従来から望んできた方向であると同っておりますけれども、大都市圏として特別な対応が求められる部分については、そうした自立、主体的な財源に加え、国による特別な財政措置がやはり必要ではないかと考えております。

また、全国一律的な基準でない制度としては、規制の強化や緩和があるわけでもございませぬけれども、規制緩和については特区制度等で出尽くした感があるところでありまして、中部圏としても引き続き検討を行い、具体的な緩和の提案ができればと考えるところでござ

ございます。

現行制度における政策ツールでは、法制定時の財政力指数が市町村の適用基準となっておりまして、現在の市町村の状況に合わないこと、また、そのために市町村の認識にもばらつきがあることなど、運用基準の見直しが必要かとは思いますが、例えば都市開発区域における不均一課税につきましては現在も使用されておりまして、今後もニーズが見込まれること、また、産業の活性化につながるものであることから、引き続き更新、継続が必要であると考えております。

今回の見直し議論では、国においては地方分権の流れをくみ検討が進められており、地方の立場からは感謝をしているところでございます。最後に、これに関連いたしまして2つ提案を申し上げたいと思います。

1点目は、大都市圏制度の体系についてでございます。大都市圏固有の新たな課題に対応した制度としてリニューアルしていくことは、中部圏としても主体的に対応してまいりたいと思います。しかしながら、地域が主体となって策定する広域地方計画に対し、大都市圏計画においては、それに付加する形で国がより高く広い観点から大都市圏の課題やあるべき方向を指針的に明示し、それに応じた措置を図ることがこれまで以上に重要であると考えております。

具体的には、国が国家的な見地から大都市圏の概念や大都市圏をどうしていくべきかという基本方針を策定、法定化し、大まかなエリアを規定した上で政策ツールとして選択できるもの、義務づけするものなどを示していただく。それを踏まえて、各圏域は大都市圏の目指す方向に合致した取り組みを進めるために、課題に対応した政策ツールを選択し、区域を指定しつつ計画を策定するといったイメージが考えられるかと思っております。

2点目が、地方分権改革推進委員会の勧告による義務付け・枠付けの見直しについてでございます。大都市圏制度が新たな課題に対応した制度へと転換がなされれば、知事による建設計画等の作成は引き続き意義があるものと考えております。中部圏の総意として、第3次勧告における講ずべき措置の勧告に沿った形で義務づけ等はぜひ廃止をし、できる規定への改正等をしていただくことをお願いしたいと思います。

中部圏の意見として、以上でございます。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

【浅見座長】 どうもありがとうございました。

【澁谷課長】 すいません、ちょっと。

【浅見座長】       どうぞ。

【澁谷課長】       先ほどの大野委員のご質問の補足でございますけれども、第3次勧告は府県知事の建設計画の作成を義務づけることをやめなさいという勧告でございまして、先ほど言いましたように、できる規定、または努力義務とするような形の内容になっておりますが、大野委員が国交省との調整というお話をされましたが、建設計画が作成された場合に国土交通大臣が同意をするという現行制度の同意という国の関与については、今回勧告では何も触れられておりませんので、建設計画が努力義務またはできる規定になって作成された場合の国の同意は、引き続き残ると私どもは考えております。すいません、補足で。

【浅見座長】       どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご意見ですけれども、先に退席されますので、特に愛知県に対するご質問等がありましたらこの場でお伺いしたいと思います、何かございますでしょうか。

もしなければ、私のほうから幾つか伺いたいと思うんですが、最後に2つご意見をいただきまして、そのうちの1つ目をまず伺いたいんですけれども、広域地方計画等のことを考えると、むしろ国として圏域がどうあるべきかということを考えて、大都市の方針を示してほしいとおっしゃいましたが、先ほど幾つかについては触れたと思うんですが、特に中部圏の場合にこういうことを国にぜひ考えてほしいということがもしありましたら、ぜひ教えていただければと思うんですが。

【愛知県（北川次長）】       まず広域地方計画であります、時間をかけまして各県の知事が大変知恵を絞りながらまとめ上げてきております。広域地方計画でありますから北陸圏と分かれておりますけれども、中部圏全体の連携のあり方でありまして、地域のあり方について大変詳細に中長期の視点から作成、仕上げてきているということでございますが、こういう状況の中で、大都市圏制度と重複している部分があるのではないかとといった議論は前からございます。

そこで、我々が求むものは、国の立場から日本全体の国土はどうあるべきか、その中で首都圏、近畿圏、中部圏といった大都市を抱える地域をどうしていくべきかという指針がまずあるほうが、さまざまな施策に取り組みやすいのではないかと考えております。例えば、最近でも新聞に出ております、名古屋港をどうしていくかといったスーパー中核港湾の問題でありますとか、空港をどうしていくかといったインフラの整備の問題であります



とか、そういったことはすべて国のあり方、国土の形成のあり方に関係してくるものと思われまますので、やっぱり中部圏だけで議論しておるのも限界があるのではないかということでもあります。そういったことも含めてしっかりと指針を示していただければ、もっと大都市圏制度そのものが的を絞った制度として、効果的な運用ができるのではないかと考えております。

【浅見座長】 ということは、例えば中部圏に限って言えば、中部圏とほかの圏域との関係ですとか、国全体ないしは場合によっては世界全体における位置づけをなるべく示してほしいということですね。

【愛知県（北川次長）】 はい。

【浅見座長】 それから、もう一つ伺いたいのは、下から2つ目の丸で「関係自治体の意見も踏まえつつ、新しい課題に即応できるものに変えていく」ということなんですが、もし何か具体的にどう変えていくとよさそうかという案がありましたら、ぜひ教えていただければと思うんですが。

【愛知県（北川次長）】 ちょっと実務的な話になるかもしれませんが、例えば政策ツールの中で不均一課税への減収補てんという話を申し上げましたが、お話を伺うと、法制度制定以来、財政力指数、あるいは全体の基準がそのままになっているものもあって、どうも使い勝手が悪いのではないかといった声がございます。地域のその時々のお話を聞いていただいて柔軟に対応いただければ、もっとこういった制度を生かしていけるということでございます。

【浅見座長】 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

【村木委員】 今の浅見先生のご質問にちょっと関連するんですけれども、国がどういった方向性を提示すべきかといったところで、中部圏としては国の方針提示というのは、例えば広域圏と申しますか、大都市圏として何を計画の中に盛り込むべきかというメニューを出してほしいのか、それとも中部圏がどのような役割を担うべきかという場所にすごく起因することを国として提示してほしいと思われているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

【愛知県（北川次長）】 メニューという話になりますと、大変個別の話になりますけれども、もう少し大きな視点からのイメージです。先ほど私は、近畿圏と首都圏の真ん中に位置すると申し上げましたが、例えば一つ交通網だけでも、災害があったときに、かつての阪神・淡路大地震でもそうであったように、新幹線が止まってしまうと国土全体が分

断されてしまうわけです。その途端に人や物や情報の流通がなくなってしまう。

これは大変なことでありまして、最近ですと東海北陸自動車道ができて南北の軸もできました。それから、今リニア中央新幹線の計画がございますけれども、ああいったもので東西の軸も今作ろうとしています。ちょうど真ん中に中部圏がございますので、そういったところをどうやっていくのかは国家的な視点から見ていただきたいという大きな話と、空港や港をどうするかといった個別の話から全体で見ていただければと思います。

【浅見座長】 よろしいですか。

【村木委員】 はい。

【浅見座長】 何かありますか。

【大野委員】 特にいいです。

【浅見座長】 よろしいですか。

【大野委員】 はい。

【浅見座長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

【澁谷課長】 すいません。

【浅見座長】 はい。

【澁谷課長】 事務局から質問するのもあれなんですけれども、中部圏の開発整備計画等の法制度は、広域地方計画で定めている中部圏よりもむしろ範囲が広く、北陸まで含んだ形になっておりますが、その辺の関係については愛知県さんとしてはどのようにお考えでしょうか。

【愛知県（北川次長）】 広域地方計画でも北陸との連携を大変重要視しておりまして、先ほど意見を述べたとおり、中部圏は一体であると我々は考えております。現に、先般も中部圏知事会議等の会議を開いたところでありまして、これからも9県3市は一体でやっていくべきだと考えております。

【浅見座長】 ほかに何かあればどうぞ。よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、群馬県の中野課長、お願いいたします。

【群馬県（中野課長）】 それでは、首都圏の考え方について説明させていただきます。お手元にレジユメがあるかと思いますが、このレジユメの項目に沿って概略を簡単にご説明させていただきます。

それでは、まず1番目の「これまでの大都市圏制度の評価について」ということで、評価できる点ですけれども、既成市街地への人口や産業の過密の解消がそもそもの目的だったわけですが、集中の抑制が図られて、一極集中に伴うさまざまな弊害の緩和に有効に機能してきたのではないかと。また、政策区域制度が設けられていますけれども、その中の都市開発区域においては、税の優遇制度などによりまして北関東を中心に製造業などの産業集積が図られて、この地域の発展に大きく貢献したという意見を構成都県からいただいております。

また、2番目の評価できない点でございますけれども、現計画に盛り込まれております分散型ネットワーク構造の構築という目的がございますが、これに向けた制度とか事業が不十分であり、ネットワーク構造の形成がなされていないといった意見や、日本経済の国際競争力の強化などの新しい時代の要請、視点、推進に向けた制度に重点が置かれていないのではないかと、さらには、現在も東京への一極集中が続いておりますけれども、そういった点がまだまだ今後の課題で引き続きあるのではないかとといった意見をいただいております。

「2 首都圏整備計画の必要性について」でございますけれども、最初に、「首都圏の特異性」という言葉になっていますが、広域地方計画で言えば7つの圏域があるわけでございますけれども、首都圏と他の地域との違いという点でございますが、これまでも十分検討されてきたように、首都圏は日本の人口の約3分の1、4,200万の人々が生活して、巨額の生産活動が行われております世界有数の大都市圏だと。さらに、首都機能を有して、日本の政治、経済、文化の中核機能が集積している圏域である。そういったことから、他の圏域とは異なる特別な地域であるという点では、各構成都県とも一致してございます。また、日本の今後の発展にとりまして、首都圏の発展は欠かせないものであることも共通の認識でございます。

次に、首都圏整備計画の必要性につきましては、やはり首都圏は日本、世界をリードするという点で、首都圏にあっては首都圏整備のためのビジョン、計画は必要であるのも共通認識でございます。それにあわせて、まず国策として首都東京をどのように位置づけるのか、そして、ほぼ一体である埼玉、神奈川、千葉等の東京圏、あるいは東京圏と補完と共生の関係にある北関東、山梨の周辺部をどのように位置づけて、連携を図ってこの地域を発展させていくのかといった計画づくりは必要であろうということでございます。

そして、単なる計画ということではなくて、現行計画もそうですけれども、政策誘導装

置を伴った実効性のある計画づくりがおそらく広域地方計画と違う点かなと思いますが、そういった政策誘導装置を伴った制度にしていくべきではないかという意見が主でございました。

また、重複しますが、国において広域地方計画との関係が未整理のように思われますので、そういった点の整理、それから国、あるいは国策としての首都圏整備に対する考え方が現段階では示されておられませんので、先ほど申しあげましたような共通認識ではございませんけれども、現時点ではまだ判断しかねるという意見もございました。

続きまして、「首都圏整備計画に盛り込むべき内容について」でございますけれども、まず大都市圏問題として解決すべき課題としまして、ご存じのようにヒートアイランドの問題、緑地などの環境問題、災害に対する脆弱性の解消、高齢化の問題、首都圏にふさわしいインフラ整備、産業の集積の問題などさまざまございますが、大都市圏政策では個別政策で解決すべき問題は扱う必要はなくて、日本全体において首都圏の果たす役割に関係する課題などを扱うべきであるという意見をいただいております。

次に、首都圏整備計画に盛り込むべき内容でございますけれども、広域地方計画は首都圏の果たすべき役割と目指すべき方向を示し、実現に向けた地域の戦略を個別のプロジェクトとして推進する形になっておりますが、首都圏整備計画はこれとは違う切り口で、日本全体に対する役割を踏まえた首都圏の都市構造を描いていく必要があるのではないかという意見がございました。首都圏の中での核となる都市間の機能の役割分担、産業集積における分散配置、都市の均衡ある発展、形成、分散型ネットワークの構築といったものを具体的に描いていく必要があるのではないかということでございます。また、計画を後押しする政策誘導を行う仕組み、支援するメニューが引き続き周辺県では必要であるという意見をいただいております。

次に、「4 政策区域制度について」でございますが、まず制度の継続・廃止についてでございますけれども、政策区域制度につきましては、特に周辺の北関東3県、山梨といった県では、引き続き首都圏の均衡ある発展というんでしょうか、補完と共生の関係にございますので、そういった中で産業、人口の適正配置を図るためには、継続していくという意見が強くございました。また、東京圏のある県では、政策区域制度についてはその政策目的を達成したという意見も一部ございますので、継続・廃止についてどちらか一方という結果にはなりませんでした。

繰り返しですけれども、首都圏の発展のためには東京圏の発展だけではなくて、人材供

給とか食料供給、水資源や自然環境の提供等で補完関係にある周辺県の発展も不可欠でございますので、周辺県の発展のためには政策区域制度は継続すべきではないかという意見が強くございました。

次に、廃止した場合の問題点でございますけれども、先ほどの逆になりますが、人口、都市機能等の集約、適正配置の面で有効な制度であるため、廃止された場合には東京一極集中への懸念が高まるのではないかと。また、企業誘致といった地域づくり、地域の発展のために必要な制度も設けられてございますので、そういったことがなくなった場合には、さまざまな問題が生じるのではないかとのご意見でございました。

次に、「緑地保全についての方向性」ということで、広域緑地の保全制度は良好な都市環境を形成するためには必要であるという認識で、保全制度は残すべきという意見で一致いたしました。

「5 その他の意見」でございますけれども、業務核都市制度についてということ、現行では研究施設、展示施設、電気通信施設といったものが対象になっているようでございますが、さらに総合的な都市機能の集積を図るためには、医療、福祉等生活の向上に資する施設とか、ホテル、大規模集客店舗、都市のにぎわいに資する施設などにも拡大して行ってほしいという意見がございました。

最後に、「首都圏近郊緑地保全法に関する地方分権推進委員会第3次勧告における指摘事項について」でございますけれども、勧告どおり協議廃止で差支えないということで意見が一致しております。

以上でございます。

【浅見座長】 どうもありがとうございました。意見交換は後ほど一括して行いたいと思いますけれども、この場で特に確認しておきたいというご質問があれば伺いたと思いますが。

【角田課長補佐】 ちょっと事務局からよろしゅうございますか。

【浅見座長】 どうぞ。

【角田課長補佐】 愛知県の北川次長でございますけれども、県議会にご出席されると伺っておりますので、ここで退席されます。

【浅見座長】 どうもありがとうございました。

(北川次長退席)

【浅見座長】 いかがでしょうか。よろしいですか。それでは続きまして、川崎市土方

部長、お願いいたします。

【川崎市（土方部長）】 それでは、川崎市からご意見を申し上げたいと思いますが、初めに、本日このような機会を与えていただきまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

川崎市は、今日出席している自治体の中では唯一指定都市で、基礎自治体という立場でございまして、首都圏の中の1つの自治体でございます。首都圏全体につきましては先ほど群馬県さんからお話ございましたので、そういった意味では、首都圏の中でも南側の東京、都心部に近い自治体ということでご意見を申し上げたいと思っております。

本日は、「川崎市説明資料」というA4横判の資料をお持ちしておりますが、川崎市の実際の動きも少し交えながらお話をさせていただければということで、最初にこの説明資料に基づいてポイントをお話しさせていただきたいと思います。

表紙をおめくりいただきますと、「川崎市の概要」というところがございまして、真ん中に地図がございます。川崎は赤く示されている部分でございまして、実は川崎市域の約7割は既成市街地、残りが近郊整備地帯という状況でございます。

2ページ目を見ていただきますと、「川崎市の利便性」ということで、東京、横浜の主要駅から川崎市内の各鉄道の駅への所要時間等が示されておりますけれども、短時間に都心部にも行けるという状況でございます。こういった状況は川崎市だけではなくて、東京都周辺にございます指定都市のさいたま市、千葉市、横浜市も同様の状況かと考えております。

3ページに参りますと、「川崎市の人口推移」ということで、今年の4月に140万人を突破したという状況がございます。ちょうど右側の上のところに四角で囲ってございまして、実は120万人を突破したのが平成5年です。それから約10年、平成16年に130万人と突破している状況がございまして、130万から140万に10万人増加したのは5年間で、最近の5年間のほうが人口が増加しているスピードが速くなっているという状況がございます。首都圏全体で申し上げましても、人口はいずれ減少に移行するとは思いますが、伸び率については多少違いはあるとは思いますが、現状ではおおむね増加傾向にあるという状況がございます。

4ページに参りますと、人口が増加しているとはいえ、その一方でやはり川崎市域の中でもそれぞれの地域ごとに課題が生じております。特にここでは人口急増対策、高齢化対策、子育て支援の3つを書かせていただいております。中でも高齢化対策で申し上げます

と、川崎市域にも既に30年、40年前に建築された大規模な団地が点在しておりまして、当初は子供さんもいらっしゃる若い世帯だったわけですが、今ではそれが高齢化しております。建築物の更新という問題もちろんありますが、改めてバリアフリー対策、それから町内会や自治会活動の担い手もいなくなってきたという状況もございまして、そういう意味での地域コミュニティの意識の低下という問題も生じてきているということでございます。このあたりの課題も、東京圏周辺の自治体それぞれにあるのではないかと考えております。

5ページは、川崎市に立地する企業ということでございまして、次の6ページをごらんいただきますと、「京浜臨海部における遊休地の状況」ということですが、川崎の臨海部の面積は全体で言うと約2,800ヘクタールあるんですが、ここにも書いてございますように、平成11年当時はその中の220ヘクタールは遊休地でございます。

当時臨海部が空洞化しているということで、川崎市にとっても大分大きな課題となっておりますけれども、その後平成19年には13ヘクタールに減少しております。この辺の動きは工業等制限法が施行後緩和されて、最終的に廃止されるという動きと連動しているのではないかと考えてございまして、そうした意味では、これまでの大都市圏制度の過度の集中を防止するという趣旨は、達成されていたのではないかなと考えております。

7ページ以降につきましては、川崎市が現在取り組んでおります研究開発拠点の形成に向けた事業ということで2つほどご紹介いたします。7ページで申し上げますと、赤の二重丸で示してある新川崎・創造のもりというところと、神奈川口殿町3丁目地区というところの概要について説明している資料でございます。8ページにございます新川崎・創造のもりというのは、東大をはじめとした4大学の連携で、ナノレベルの技術の研究を進めていく拠点にしようというものでございます。

一方で、神奈川口のところにつきましては、ページをめくっていただきまして、9ページをごらんいただきますとよく位置関係がわかると思いますけれども、多摩川を挟んで羽田空港のちょうど対岸の部分を神奈川口という言い方をさせていただいておりますが、ここに環境技術ですとか、ライフサイエンス分野の産業集積を図る拠点整備を進めていこうという取り組みをしております。

なぜ今日この2つのことをご紹介したかと申しますと、川崎市ではこういった事業を進めていくに当たっては、川崎にある中小企業の高度化に貢献するということが当然なわけですが、ここで活動されている例えば大学の皆様ですとか企業の皆様は、当然なん

ですが別に川崎だけを見ているわけではなくて、世界をターゲットにして国際競争に打ち勝っていこうということで取り組んでいるわけです。

こういった取り組みは別に川崎の中だけではなくて、おそらく首都圏の各地域にあるんだろうと思っております。そういう取り組み状況を踏まえて、必ずしも首都圏だけではなくて、大都市圏の強みは何であるのか考えていくことが必要なんだろうと思っております。特に強みということと、それをどう活かして発展させていくのかという視点を持って取り組むことが必要なのかなと思っております。そういった意味では、今後の方向性が例えば大都市圏制度の見直しの中で明らかになっていくということであれば、それこそ大都市圏制度の見直しの大きな意義になっていくのではないかと思っております。

資料の説明につきましては以上でございまして、それを踏まえて発言要旨に沿ってご意見を申し上げたいと思います。

まず、これまでの大都市圏制度の効果につきましては、政策区域の設定などによって、既成市街地の過密解消ですとか業務核都市を中心とした周辺地域の発展等にも一定の役割を果たしてきてございまして、その効果があったものと考えております。

その上で、今後の大都市圏制度の見直しについて考えてみますと、全国的に人口減少傾向ということではありますけれども、先ほども申し上げましたように、高齢化等の問題が大分顕著になってきている。そういった意味では、川崎市に限らず今人口が増加している首都圏におきましても、いずれはそういう状況が来るということで、それぞれの自治体における重要なテーマだと思っております。こうした課題への対応についても、大都市圏制度の見直しの中でも考えていただけるといいかなと思っております。

次に産業に関してですが、先ほどのように、工業等制限法の一定の成果は実際にあったんだろうと思っておりますが、今は工業等制限法が廃止されて、企業活動もまた盛んに行われていて、そういった活動が日本全体の国際競争力を高めることにもつながっていると思っておりますので、各地域で進んでおりますさまざまな取り組みの動きを活かして、首都圏、大都市圏のあるべき姿を示していくことが必要ではないかと思っております。

また、その後には、先日国土交通大臣から羽田空港のハブ空港化の方針も示されておりますけれども、先ほどの神奈川口の事業は1つの事例ではありますが、我が国の成長エンジンとしての首都圏の役割はやはり重要な視点だと思っております。こういったものも大都市圏制度の見直しの中で明確化されるといいのではないかと思っております。

環境に関しましては大変重要な課題でございまして、特に緑地の保全に関しましては、



ヒートアイランド対策等の観点からも都市部においても重要な課題だと認識しております。政策区域制度におきまして、近郊緑地保全制度が首都圏の緑地保全において大きな役割を果たしているということは、東京、神奈川、千葉、埼玉の南関東の1都3県と政令市で構成しております八都府県市首脳会議の議論の中でも共通の認識でございまして、近郊緑地保全制度については制度の維持、もし変わるとすればその代替となる制度は必要だろうという意見が多く出ておりましたので、報告させていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、首都圏の自治体にはさまざまな特色がございまして、自治体の中にも地域特性という意味ではいろいろな特性があるだろうと思っております。大都市圏制度の見直しをしていくに当たりましては、首都圏で申し上げますと首都圏という枠に特定の地域が埋没してしまうことのないように、それぞれの自治体の声を聞いていただきまして、国と自治体とが連携して新しい制度構築に取り組んでいければと期待しているところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

**【浅見座長】** どうもありがとうございました。先ほど申し上げましたように、後で一括して意見交換をしたいと思っておりますけれども、現時点で何か特段のご質問等ありますでしょうか。

**【大野委員】** 細かい話ですけれども、川崎市とかそういうことではなくて、非常に抽象的な話になっちゃうかもしれないんですが、ヒートアイランド対策とか近郊緑地との関連で重要であり残していくべきだと。それは一般論としてすごくわかるんですけども、現実には例えば大都市で、最近でも東京なんかで起こっているゲリラ豪雨みたいな感じの状況を見てみると、近郊緑地で緑地がありますということとゲリラ豪雨が発生したということは、必ずしも直接関連していないんじゃないかなという感じがするんです。むしろヒートアイランドとの関係で、建物の配置、構造、海からの風の流れの方向という関連でゲリラ豪雨みたいなものが起こる。

今後の大都市のそういう意味での環境ということを考えてときに、緑地制度を残すということは結構なんですけれども、もう少しいろいろなことを大都市でやっていく必要があるんじゃないのという、むしろ付加的なことを考えていく必要性はどうかかなと思ったんですが、川崎市がどうかちょっとよくわからないんですけど。

**【浅見座長】** 何かコメントはありますでしょうか。

**【川崎市（土方部長）】** 川崎市で言いますと、近郊緑地に指定されている地域は実は

ございませんで、川崎市は約7割が既成市街地、大体88%ぐらいが市街化区域という状況でございます。緑を川崎の中で保全していくことについては、川崎にとっても大変大きな課題でございます。都市緑地法、川崎市の条例ですとか要綱、地権者の方々と緑地保全の協定を結ぶといった取り組みで、何とか頑張っているという状況でございます。

ただ、そういった取り組みをしながらも、実際にある緑地の部分は全体的には減っているというのが実態でございます。それをどう増やしていくというよりは、維持できるかが一番大きな課題になっているという状況でございます。

【浅見座長】 よろしいですか。

【大野委員】 はい。

【浅見座長】 どうもありがとうございます。ほかによろしいですか。それでは続きまして、大阪府舟橋参事、お願いいたします。

【大阪府（舟橋参事）】 大阪府でございます。今日はこのような機会をいただきまして、どうもありがとうございます。座ってしゃべらせていただきます。

お手元のほうに、近畿圏の意見ということでメモと別紙をつけさせていただいております。これに沿ってご説明させていただきます。まず、大都市圏制度の評価につきましては、戦後の急速な経済復興と、それに続く高度経済成長に伴う大都市圏への人口・産業の集中による環境悪化等に対処するために、昭和38年に近畿圏整備法が制定されたところでございます。これの中で、近畿圏の人口・産業立地の集中抑制・分散を目的に政策区域制度が導入されております。

政策区域制度につきましては、人口推移で見ますと、既成都市区域に比べて近郊整備区域・都市開発区域の人口増加が進み、近郊整備区域・都市開発区域のインフラ整備、工場集積も進展したことから、一定の法目的は達したものと考えております。反面、近畿圏では既成都市区域での工場立地ができないという状況が長く続き工場等が流出し、また、業務管理機能についても流出しましたことから、中枢機能が低下してきたという問題を抱えております。とりわけ東京一極集中が進み、そちらのほうへ本社機能等が移転するなど、近畿圏の相対的な地位の低下という課題を抱えていると考えております。

一方、保全区域に関しましては、既成都市区域の近郊においてまとまりある樹林地というかグリーンベルト、地図で見いただいただいたら帯状に樹林地を保全することができまして、良好な都市環境の形成に寄与しているとともに、市街化の抑制にも効果があったと評価できると考えております。

近畿圏につきましては、長らく人口流入低下・人口減少傾向が続いております。また、人材や産業、それから中枢的機能の域外流出が進むなど、政策区域制度創設時から社会情勢が大きく変化しておる中で、現行制度の必要性は大きく後退しているということは否定できないと考えております。特に、近畿圏を含め大都市圏の我が国での成長のエンジン、牽引車としての役割や、大都市圏特有の課題をきちんと意義づけしていただいた上で、制度については抜本的な見直しが必要と考えております。

各府県、政令市の意見につきましては、まとめるのもなかなか難しゅうございましたので、別紙でつけさせていただきます。それぞれが置かれた立場に關しましていろいろご意見をいただいております。総意はなかなかまとめにくいんですけども、産業集積を図るためのインセンティブの付与につきましては複数の自治体から意見が出ており、近畿圏としての共通認識とも言えるんじゃないかなと考えております。

また、これは大阪府の話になりますけれども、保全区域の中で近郊緑地制度につきましては、制度発足以来国における区域指定と大阪府のほうで独自の行政指導をやることによりまして、グリーンベルト、緑地保全に取り組んできたところでございます。この意義につきましては、制度当初の趣旨は今もあると考えておりますけれども、これに加えて、地球環境やヒートアイランド現象といった新たな時代の要請がある中で、そういった意義づけもしながら制度の存続が必要であると考えております。

あわせて、現行法の届出・勧告制度につきましても、基準等の整備や緑地の創出・再生も含めた広域的な施策のあり方についての検討が必要ということで、緑保全部局のほうから聞いております。

まとめといたしますか、繰り返しになるんですけども、近畿圏はやはり人口・産業・インフラ、特に戦略的インフラの集積を持つ、首都に次ぐ我が国第2の中核地域でございます。我が国の発展を牽引していく成長エンジンとして、重要な役割を果たしているということを十分考慮していただいて、引き続きその役割が十分担えますように、それにふさわしい機能集積を図っていくというインセンティブが必要だと考えております。そういった視点から、近畿圏整備法などの大都市圏法制が真に我が国及び近畿圏の発展に資するよう、抜本的に見直しいただければと期待しておるところでございます。

また、見直しに当たりましては、関係自治体の意見を十分尊重していただくとともに、その効果がどうしても中心部だけという話になってしまいますので、圏域全体の発展にも資するような検討もしていただければ幸いかと考えております。

以上でございます。

【浅見座長】 どうもありがとうございました。

それでは、今伺いました大都市圏政策に関するご意見ですけれども、各委員よりご意見がありましたらお願いいたします。

【大野委員】 また緑地のことでお伺いしたいんですけれども、新しい時代の枠組みの中で考えていくことが必要なんじゃないかなというお話もあったような感じがするんですが、その中身で、今までの大都市ということだけじゃなくて、もうちょっと周辺も含めていろいろ考えていくべきではないかとかいうことが出ているというお話もございましたし、緑の保全の意味合いが、水循環とかいろいろな視点で非常に広域的に連携しながらきちんとしていかなきゃいかんとか、いろいろなとらえ方が多分あって、今後の時代に向けてという議論が出てくるんだろうと思うんですけれども、そこら辺を都市と周辺の連携みたいなことを中心に考えようとされているのかどうなのかと思って、ちょっとお伺いしたいと思ったんですけど。

【浅見座長】 特にどちらに。

【大野委員】 大阪。

【浅見座長】 じゃあすいません、お願いいたします。

【大阪府（舟橋参事）】 新たな時代の要請がある中でということで書かせていただいて、まだ我々としても具体の検討の中身をしゃべれない部分はあるんですけれども、先ほども申しましたように、もともと大阪府の場合は近緑制度を使いまして、かなり厳しい行政指導もしながらグリーンベルトを維持して、開発抑制をしてきた。この時代になって、開発パワーも非常に落ちてきていますので、意義はそのままあるんですけれども、そのまま続けるのも必要なんですけど、緑地がほかにも都市の熱を和らげるとかいろいろな機能を持っていますので、そういったことでもう一遍意義づけが要るのではないかというご提案ということで受け取っていただけましたら。

【浅見座長】 よろしいですか。

【大野委員】 はい。

【福富官房審議官】 よろしいですか。

【浅見座長】 どうぞ。

【福富官房審議官】 先日も浅見座長のほうからご指摘がありましたけれども、環境だとか緑地という観点からだけ見た場合は、整備計画の近緑だけじゃ不十分だと思いますの

で、自治体さんそれぞれ緑のマスタープランですとか、環境の基本方針ですとかいろいろ  
な形でそこら辺の対応を別の切り口で考えていらっしゃると思うので、それとこういうも  
のとの照らし合わせがないと、多分なかなか見えてこないんだと思います。新しい制度を  
仮につくるとするならば、そういうものをどうやって取り込むのかという議論が出てくる  
かと思います。

【浅見座長】 何かありますか。よろしいですか。

【村木委員】 じゃあ、全体のことで。

【浅見座長】 どうぞ。

【村木委員】 もういいんですか。

【浅見座長】 全体で。

【村木委員】 そうですね。じゃあ、1つ思ったことを発言させていただこうと思いま  
すけれども、ご質問、あと皆さんの中でも近郊緑地の話が比較的たくさんあったと思うん  
ですが、これから先の環境ということを考えてときに、特に大都市圏だと人の移動とか車  
の移動も多くて、緑の量だけではなくて例えば排出量など全体的な話も、各行政体で皆さ  
ん目標値の設定をして、新しい開発でどれほどの削減をしていくかなどの取り組みはされ  
ているのはわかるんですけども、それ以外にも大都市だとどうしても工場もございませ  
るので、この辺の排熱なんかの活用についても、大都市圏でどうやって利用していくのかあ  
わせて考えていくこともあり得るだろうと思いました。

例えば川崎市さんで先ほどご説明があったと思いますけれども、神奈川口の周りには工  
場があって、私も殿町のところは委員会に入らせていただいたのでいろいろ存じ上げてい  
るんですが、市域が非常に細いというのもあって、もちろん川崎市さんの内部でオンライ  
ンでもオフラインでも排熱の活用はあり得ると思うんですけども、もしかしたら川を越  
えてほかのところに持っていくこともあり得るでしょうし、首都圏で考えれば千葉県側  
にもたくさんありますが、市原市なんかでは周りにはそれほど大きな業務施設もなく、そ  
からの熱の利用なんかを考えたときに、首都圏全体で利用すればどれほどの排出量の削減  
になるのかといったことは、1つ1つの行政ではなくて全体で考えていく可能性があるの  
ではないか、こういうことも次の大都市圏の計画の中では盛り込んでもいいのではないか  
と思いました。

あともう一つ、国としての方向性をどう考えられるのかといったご意見が幾つかあった  
と思うんですけども、このあたりはやはり分権の点からするとどうなのかなと思います。

各ブロックでつくられている広域圏の計画と、こういった大都市圏の計画のすみ分けをもう少し明確にしていくことが求められているのではないかと思います。

以上です。

**【浅見座長】** 今について何かありますか。意見ということで伺っておくということでもよろしいですか。何かお答えいただく必要はないですか。

私のほうから幾つかそれぞれに伺いたい点がございしますが、最初に中野様にお聞きしたいんですけども、首都圏の特異性ということをおっしゃいました。一般論としては、確かに首都圏の特異性が何かあるような感じがするんです。首都は国に1つしかないですから。それに一番の集積がありますから。

首都圏であるということで、ほかの大都市圏の課題がもうちょっと大きくなったのとは違う特別な課題、しかも大都市圏計画でやっていかないとだめそうなものももしあったら教えていただきたいんですが、この辺はなかなか悩ましいところで、規模が大きいですから当然ほかの大都市圏を拡大した形で問題はあるんですが、それ以外に特段何が必要なのか見えにくくなっているというのが現状ではないかと思うんですが、もし何かあればぜひご指摘いただきたいんですけど。

**【群馬県（中野課長）】** 東京ではなく群馬に住んでいて、明快に答えるのは非常に難しい問題かなと思うんですが、周辺部から見ていて、新聞、あるいはテレビの報道等の範囲内ですけども、世界での相対的な地位が低下してきているのではないかなという印象を受けています。

そういう意味では、政治はともかくとして経済とか文化の機能、経済といえば金融かもしれないし、先端技術かもしれないし、研究機能かもしれないし、そういった機能が低下してきているのではないかなと思われまので、やはり国としてしっかりと目標を持って政策的、計画的に実行していくべきという問題があるのではないかと思います。

**【浅見座長】** それからも一つ、同じ2の首都圏整備計画の必要性のところ、特に政策誘導の推進をするときに実効性を持たせろとおっしゃったんですが、今の計画の実効性はある程度あるんですが、非常にあるとはなかなか言いがたいのが現状ではないかと私は思うんですけども、特にこういう改革をしてほしいとかいうご提言というんですか、ご意見があればぜひ伺いたいんですが、いかがでしょうか。

**【群馬県（中野課長）】** これまでの議論の中で、改革、全く新しい概念、制度という

意見は今のところ出ておりません。周辺部から特に出ておりますのは、工場等制限法は廃止されて、かつては過密、大気汚染、地盤沈下とかいろいろな問題があつて地方へということで、それが結果的に地方の発展に大きく貢献したという実態がありましたけれども、現在東京回帰というんですか、東京圏回帰という状況がありますが、そういった中で地方が発展していくためには、やはり引き続きの工場、要するに雇用の場の確保ということだと思ふんです。

ご存じのように、地方は特に過疎の市町村も抱えておりますし、そういった中で地方が今後も生き延びていくためには、やっぱり雇用の場があつてこそ地方から東京への人口の流出が食い止められるんだと思ふんです。そういった中で、まず一番はやはり企業、工場、あるいは事務所が地元にあつて、例えば山の中の過疎の村に住む方であっても1時間車で通えば職があるという形、定住自立圏という総務省が推進する制度もございしますが、そういった形で何かしらの職が地方にあること。

そういった意味では、例えば工業団地の造成、優遇税制、東京圏から地方へ出てきた場合の代替特例のような制度を引き続き残して行ってほしいという意見と、もう一つは、それ以外の対象分野を広げていただいて、研究機能、先端技術を開発する機能を持った企業、工場、施設について地方へ。地方といっても東京から見れば100キロ圏内に収まっていますので、そういった中で周辺部への引き続きの分散配置を促進するような制度があればありがたいという意見もございました。

【浅見座長】 ありがとうございます。あと、最後にもう一つだけ伺いたいんですけれども、ご発言の中で東京圏と周辺県、そういう言葉を使ったかどうかわからないんですが、東京に近いところと、少し周辺に近い北関東だとか山梨を連携させるべきだということをおっしゃったと思ふんです。

確かにそうだと思うんですけれども、その場合に、現在の計画の仕組みはある圏域を定めて、ここはこうしなさいという言い方をするんですが、それは場所のあり方を記述しているわけで、関係を記述していなくて、むしろここここがこうなるようにしなさいとか。ただ、図的表現がある意味で稚拙、あるいは計画の立て方がなかなか難しいのかもしれませんが、単にそれぞれの場をどうするかではなくて、関係をどうするかということをおっしゃるような記述できるようにした方がいいんじゃないかと私は思ふんですが、そういった意味でのアイデアは何かありませんでしょうか。

【群馬県（中野課長）】 浅見座長さんのおっしゃるとおりかなと思ふんです。これか

ら人も財源も低下していく中で、地域でできることには限りがありますので、そういった中で地域間の連携、役割分担をはっきりさせて、1つは東京圏ということで東京、埼玉、千葉、神奈川。東京圏といっても、東京圏の中でも山間部を抱えているところもありますし、いろいろありますけれども、繰り返しになりますが、東京圏とその周辺の補完と共生ということかなと思いますので、そういった中でしっかりとこういった形で連携していくんだという方針、目標が必要かなと思っています。

【浅見座長】 ありがとうございます。何かほかにはないですか。

【大野委員】 よろしいですか。

【浅見座長】 どうぞ。

【大野委員】 大規模地震とか巨大災害に対して、大都市がどう対応していくのかなと。緊急性、あるいは今後必要な対策の広がりがあるので、災害対策法的な部分だけじゃない新たな取り組み方が必要になってきているのではないかとか、それを大都市法に盛り込むべきかどうかはよくわからないんですけども、そういう認識はどんな感じかちょっとお聞きしたくて、首都圏と大阪と中部でどうかなと思ったんですけど。

【浅見座長】 全員ですね。

【大野委員】 すいません。

【浅見座長】 どうぞ。

【群馬県（中野課長）】 東京ではなくて群馬に住んでいて、しっかりした意見を言えるとは思いませんけれども、かつて群馬県は比較的地震がなく、今まで大規模地震の被害を受けていないということで、例えば高崎駅の近くに、たしか信託銀行さんだと思いますけれども、かつて安田信託という名前だったと思うんですが、そのバックアップ機能ということでコンピューター施設を移転というんですか、東京と群馬に持ったということで、かつてはそれなりに関心も高かったと思うんですけども、最近の動向は直接よくは知りませんが、バックアップが必要だという認識は少し薄れてきているのではないかなと思います。

ただ、現実問題として、企業の経営者にとっては、当然災害、事故とかいろいろなことを考えますので、首都圏の機能が一時的にでも、1カ月でも麻痺すれば大問題になりますので、どこに置くかはともかくとしても、バックアップ機能は当然必要だし、常に考えていかななくてはならない問題だと思っています。

【浅見座長】 どうぞ。



【川崎市（土方部長）】 防災の考え方ということなのですが、1つの事例というほどでもないのですが以前あった話で、例えば東京に大規模地震が来れば相当な被害が出るわけですが、そのときに被害を受けられた方々をどこで受け入れていくのかという話を実際にございました。例えば新潟も地震が多いところで、それこそ山古志の話ではないですが大分いろいろ被害を受けられて、新潟と東京圏が連携して、東京で災害があったら被害を受けた方々は新潟で受け入れましょうという提案が実際にされたことがございます。

一旦そういう考え方をすると、そのことをもとにして、通常時、災害が起きていないときにどういう関係が築けるのかということにも発展していく話になりまして、ほんとうに小さな話ですが、例えば新潟県の学生さんが修学旅行で東京圏に来るときに、東京圏の各自治体が連携して受け入れられないかという話が出ています。それぞれの地域の役割をどう分担して考えるかということについては、防災の面では一地域が全滅してしまうことも十分考えられるわけですので、広域的な視点で取り組みを進めていかないといけないのではないかと考えております。

【浅見座長】 なるほど。じゃあ、すいません。

【大阪府（舟橋参事）】 近畿圏でも、南海道地震や上町断層もいろいろ国においても検討いただいたりしておるわけですが、やはり大都市圏は人口密集地帯でもありますし、業務系機能が非常に集中しています。特に大阪として、なかなか建物が耐震構造に転換が進んでいない部分がある。人口密集地帯、大都市で起こった場合に、被害もさることながら、我が国に与える経済とかその他のダメージも大きくなると考えます。そういった中で、どんなアプローチができるのかも検討していかなければいけないのかなと考えます。

【浅見座長】 何かありますでしょうか。

【愛知県（森田主幹）】 北川が議会のため早目に失礼しましたので、企画課の森田と申します。よろしく申し上げます。

今もお話に出ましたけれども、中部圏ではご案内のとおり、東海・南海地震の発生が想定されております。つい先日には、今年50周年を迎えました伊勢湾台風級のものが来るということで、たまたま中部圏で検討会を開催した日にあたりましたが、結果的に北陸の方が来られないといった状況になりました。また、今年の夏には東名高速道路が寸断されました。

中部圏はものづくりのメッカですが、数年前の新潟の地震の際には、リケンという一

会社が被害を受けたために、これはトヨタに限らないですけれども、愛知県を中心とした自動車産業が1週間、2週間と機能停止に陥ったということがありました。また、中部においては、大野委員はご承知のとおりゼロメートル地帯が非常に広大にあって、東海豪雨のときにはかなりの企業が被害を受けまして、実質的にそれから活動を大幅に縮小している工業エリアが現実にあります。要は、リスクが改善されない以上はなかなか再投資されないということだと思います。

したがって、企業活動を生かしていくためにもハード対策は当然必要になるわけですが、その他にも、圏域で考える場合には、実際に企業がリスク分散のため工場を分散配置するように、圏域内での補完機能の確保なども、災害リスクを未然に防止するという観点では必要ということで、今回の中部圏の意見でも書かせていただいているところがございます。

以上でございます。

【浅見座長】 ありがとうございます。何かほかにもございますでしょうか。

【林委員】 よろしいでしょうか。

【浅見座長】 どうぞ。

【林委員】 お話もお伺いしていないままにご質問をさせていただきますが、例えば産業集積を高めるためにインセンティブを付与する。おそらくどの圏域も同じようなことをおっしゃるんだろうと思うんです。ところが、国の制度としてすべての圏域に同じようにインセンティブを付与することは、おそらく考えていられないんじゃないかという気がするんです。つまり、首都圏も中部も近畿も同じようにやるとなった場合に、大都市対地方という対立が生まれてくる可能性もあるし、一方で、首都圏の強大さと他の大都市圏域との違いということがあります。

そのあたりを考えると、インセンティブというのは非常に簡単なんですけれども、それぞれの地域で具体的にどのようなインセンティブを国としてやるべきなのかということ、それから、インセンティブという場合には、分権時代には地方でインセンティブをつければいいんじゃないかという考え方が当然出てくるわけです。ところが、国のインセンティブと地方のインセンティブ、つまり国のインセンティブだったら、おそらく三大都市圏にそんなに大きな違いをつけることは非常に難しいのではないかと思います。要するに、地方として独自にやるべきインセンティブ。

おそらく大都市圏制度というのは、今後高齢化が進んでいき、人口も減少していくとき

に、分権と言いながらやはり国がやらなきゃならないこともあるだろうし、地方として特にこういうことをやっていくときに国のバックアップ、あるいは国の制度改正が必要だということが新しい時代に求められていて、見てみると、時代が変わったから新しい制度にということになるんでしょうけれども、どうも中身はそんなに変わってないような気がするんです。

だから、分権もあるし、人口の減少、少子化、高齢化、格差問題といったときに、大都市圏として特に中部、近畿はどのような方向で、そして地方はこういうことをやって、それに対して国はこういうサポートが必要だというのがわかるようなのを、ひよっとするとお話があったのかもしれませんが、お教えいただければと思います。

【浅見座長】 いかがでしょうか。

【大阪府（舟橋参事）】 インセンティブということで、我々も広域地方計画をつくっていますので、当然その中でも圏域で取り組めることはやっていかなければいけない。そんな中で、圏域とか地方税といったものは出てくるんでしょうけれども、我々が期待するのは、そうはいうものの、国のグランドデザイン、国家的見地からの我が国における三大都市圏の役割が、発展の牽引車とかいう抽象的な言い方しかできていませんが、そういった役割を国のグランドデザインの中でも位置づけて、さらなるインセンティブを加えていただければという思いなんですけれども、ちょっと言葉が足りなくて申し訳ないんですが、地方分権時代の中で、当然我々は我々で圏域としても考えなければいけないわけなんですけれども、国においても全然地域任せでいいのかというと、我々からしたら首都だけでいいのかという話もあるんですが、三大都市圏の特性をかんがみて、国家的な観点から伸ばすべきところがあれば、インセンティブをいただければという思いでございます。

【浅見座長】 何かほかにありますか。

【愛知県（森田主幹）】 先ほどの説明の中でも触れたように、企業を誘導するための不均一課税制度については、今でも中部圏では使わせていただけていますが、おっしゃるとおりで、使っていない地域もございます。なぜかといいますと、地域間競争も激しいですから、それを越えたインセンティブを持っていないとなかなか企業に来てもらえないということがあります。そういう環境の中で、すべてがすべてこの制度で機能するというわけではございませんけれども、ただ、現状そういう形で使われていて、運用面では古い基準であったりということがございますが、幾つかの選択肢の中では非常に有意義な施策であるということでお話をしました。

それから、先ほども私どものほうから申し上げましたが、いろいろな財政的支援は引き続き必要であります。これからの時代は特別の出っ張りに対応した規制の緩和だったり強化だったりということも必要になってくるのだと思います。それについては、できるだけ地域としても考えていきたいと思っております。

そういう中で、どうしても大都市圏の場合は、産業活動をやるにしても土地は高い、人件費は高い、その他もろもろ高コストの部分があります。逆に、利便性があるって企業活動を促進するのにいい面もあるから立地している部分もあります。そういった状況の中で、直接的なインセンティブだけではなくて、企業活動を促進するために国際的な業務機能をいかに高めていくかというのも、企業に対するインセンティブだろうと思っております。

そういう意味では、インフラとしては、港湾とか空港というハードの話になりますが、その周辺の規制面等についても、特区でいろいろ規制緩和も出尽くした感がありますけれども、現在の大都市圏制度の関連の措置も含めて検証させていただきながら、地域としても提案していきたいと思っております。企業誘致などは全国的に地域間競争でやっている中で、大都市圏だけに付与できるかというご懸念は理解できますが、現在ある制度で実際に運用されているということもありますので、性格を少し変えながら継続していくことが必要だという認識でおります。

**【浅見座長】** 特に大都市圏にインセンティブをつけるのは、私は十分あり得ると思うんです。ただ、問題は、インセンティブをつけるのはある意味で国からローンを借りているようなもので、後で成長で返す、例えばほかの地域の税金が投入されているのであれば、当然ほかの地域に返すということが前提だと思うんです。

今その議論をしないで、インセンティブだけの話をしているからいけないのであって、やっぱり将来成長エンジンになって牽引して、税収なんかも上げて、国、あるいはほかの地区に返していくということであれば、大都市圏だけじゃなくてほかの地方、大都市圏じゃないところも含めて当然納得するんだと思うんです。今なかなかそういう運用をされていないので、いろいろ問題なんだと思うんですけれども、本来の発想はそういう形にしなきゃいけない。

ですから、例えば首都圏に特に集中的に投資するというのは、当然首都圏に返してもらうことを前提にしなきゃいけないんだと私は思うんです。そういう意味でのインセンティブ付与として適切であるかどうかを審査して、適切であると思えばつけていくのが本来の国政のあり方かなと私は思いますけど。

何かほかにありますでしょうか。どうぞ。

【川崎市（土方部長）】 お答えになるかどうか分かりませんが、先ほどの私の説明の中で、川崎臨海部の研究開発拠点の整備のお話をさせていただきました。川崎市は川崎市のためになると思ってそういう事業を推進していくのですが、その一方で、実はその拠点に入ってくる企業、大学は川崎のためだけを思ってやっているわけでは当然ないわけです。

川崎市がそういう事業を進めていくことに関して、説明責任をどう市民に対して果たしていくかといったときに、川崎市の税金を投入することが川崎市にそのまま返ってくるわけではないということがございます。そういった意味では、もっと広域的な観点で国が関与して、当然ながら連携ということなんですけれども、地方は地方でインセンティブはありますし、それと同じかどうかはわかりませんが、国においてもインセンティブがあることによって初めて、川崎という一地域の中でもそういう事業を進めていけるという説明がしやすくなることも実はございまして、そういった意味での国の役割は大きいのではないかなと思っている部分がございます。

【浅見座長】 何かありますか。よろしいですか。

【群馬県（中野課長）】 その辺の説明づけが、このインセンティブを残す上で一番しっかり整理していかなくちゃならないことかと思うんですけれども、国が新しい計画をもしつくるということであれば、地方と連携ということになるんでしょうが、そういった中で、国としてもしっかりデザインを描いて、国家的な承認を受けた計画だというのがオーソライズする一つの理屈になるんでしょうけれども、実質的には座長さんがおっしゃられたように、首都圏、あるいは近畿圏が発展しないと日本全体が多分沈没してしまうんだと思うんですが、そこがしっかりと日本の元気を生んでいって、地方、あるいは大都市圏以外の地域に還元していくといった理屈は、大きな一つの要因になるのではないかなと思っています。

【浅見座長】 ありがとうございます。あと、もしできれば土方様に幾つか先ほどのでお伺いしたんですけれども、2つ目の丸に「高齢化等の問題が顕著になってきています」ということで、こういった課題に対応することが大都市圏制度でも必要だと述べられたと思うんですが、高齢化のようなことを大都市圏制度で受けるとしたら、どんなメニューがあり得るんでしょうか。

【川崎市（土方部長）】 この発言をする際にも、実はそのことで私自身も悩みまして、実際に大都市圏制度という中でこれを達成していこうとするときに、どういうやり方があ

るだろうかということは少し思っていたんですが、高齢化の問題も非常に幅広いところがございますので、今の日本が抱えている高齢化の問題に対しては、単に高齢者のための施設をつくるということだけではなくて、高齢者を支えていくための福祉産業なりをどう育成していくのかという方向性を持ってもいいかなと思っています。

では、福祉産業をどう育成していくかということと、大都市圏制度がどこでうまく結びつくかというのは、私の中でもはっきりした考えを持っているわけではないのですが、直接的に高齢者に対するサービスがどうのということよりは、それを支えている全体の枠組みをどう整理していくのかということは、場合によると大都市圏制度の中でもあり得るかなとは思っております。

【浅見座長】 過去にも産業政策的な観点で工場等の制限をしたわけですがけれども、ある意味では今度は新しい観点で生活産業配置政策というんですか、そういうのを盛り込めるかもしれないというご趣旨ですか。どうもありがとうございます。

【福富官房審議官】 ちょっとよろしいですか。

【浅見座長】 はい。

【福富官房審議官】 高度経済成長期に大都市に人口が集中して、ある世代が膨大に増えた。その方々が急激に高齢化するという意味で、高齢化問題というのはおそらく大都市特有の面がかなりあると思うので、その問題をどうやって解決するかというときに、うちの制度で取り組むかどうかは別ですけれども、これも大都市問題の一つだと考えています。

【林委員】 よろしいでしょうか。

【浅見座長】 どうぞ。

【林委員】 今審議官がおっしゃったように、今高齢化率が高いのは地方ですよ。ところが、急激に逆S字型で大都市圏が高齢化していく。例えば高齢者が町で暮らしやすいというときに、福祉施設はもちろん重要なんでしょうけれども、インフラのあり方です。例えば今車を前提にして動いている人たちが、将来車の運転ができなくなるという時代が間近に来る可能性がある。

そうすると、交通インフラも含めた今までの社会資本整備は、おそらく今後変えていかなきゃいけない。だから、今までの大都市の問題は増加する人口をどのように受けとめていくかというところだったのが、減少する程度は地方に比べると小さいかもしれないけれども、やっぱり高齢化が進んでいくときに、おそらく制度のあり方自体が大きく変わっていく必要があって、いざといったときに間に合わないということにならないようにするた

めには、そのあたりの計画をきちっと立てなきゃいけないと思っています。

そのときに、地方の役割と国の役割は一体どうなんだろうということも考えていかなきゃいけないし、地方の制度を幾ら設計しても、それが十分に使われないという。だから、今の制度の中でどういう障害があって、その制度が現実には使いにくくなっているのかと、いったことも踏まえて、将来設計をしていかなきゃいけない。そのあたりに早く手をつけていかなきゃいけないという気がするんです。

これは国交省の領域ではないと思いますけれども、貧困問題が大都市の問題にだんだん変わってきているというか、昔だったら食えなくなれば地元、ふるさとに帰る。ところが、故郷にはだれもいないということになって、一方で大都市は利便性が非常に高いですから、そういう意味では貧困の方々が大都市にとどまるという状況です。そういう意味で、ヨーロッパ型の大都市問題というか、貧困問題というか、そういうものも出てきている。

こういうことをトータルに考えたときに、総合的な政策もやっていかなきゃいけないし、今までのような右肩上がりのときにどうするかということから、時代が変わって成熟し、高齢化が進んでいくときの大都市のあり方という。これは大都市圏かどうかちょっとわかりませんが、その場合に、例えば圏域で地域間交流を図っていくとか、職住分離、あるいは二居住ということも考えた地域全体の高齢化社会への受けとめ方が、大都市圏で非常に重要になってくるんじゃないかという気がしていて、そのあたりを高齢化社会の中でどのように受けとめていくかというビジョン、国のデザインと地方のデザインを考えていく必要があるのかなという感じが私の感想です。

【幾度官房審議官】 ちょっとよろしいですか。

【浅見座長】 どうぞ。

【幾度官房審議官】 今日はありがとうございました。自治体の方に2つ質問をしたいんですが、1つは大阪の舟橋さんにお聞きしたいんですけども、我々がこの議論をしているときに、これからの大都市圏の計画について、今ある広域地方計画との関係をどう概念整理するのかというのが非常に大きな課題でありまして、先ほど首都圏とか中部圏のところでは、国が国家的な観点から圏域のあるべき方向、指針を示すんだというのが一つの今後の大都市圏計画の役割としてあるんじゃないか、それを受けて広域地方計画があるんじゃないかというお話がありましたが、近畿圏の場合、自治体さんのいろいろな意見交換の場の中で、先ほどのペーパーだと広域地方計画と今後の大都市圏計画の関係についてあまり出てきていないんですが、何かご議論があれば教えていただきたいというのが1点で

す。

もう一点は、舟橋さんと中野さん、首都圏と近畿圏についてお聞きしたんですけれども、先ほど私どもの政策課長が中部圏のほうで、今計画の対象区域がば一っと大きな区域になっていて、その辺はどうなのかという話がありました。この点について、近畿と首都圏の自治体の皆さん方の意見交換の中で、いろいろな議論としては今後大都市固有の問題をやっていくんだと、もっと例えば大都市のコアの部分にターゲットを絞って、そういうところを対象区域にした新しい大都市圏計画を構築していく必要があるんじゃないかという議論もあるんです。今後の大都市圏計画の対象区域について、何か自治体間で議論があるのかなのか、あくまでも今の対象区域、首都圏だったら完全に広域地方計画と対象区域がダブっているんですけれども、それを前提とした今後のありようについての議論になっているのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

【浅見座長】 では、まず舟橋様、いかがでしょうか。

【大阪府（舟橋参事）】 近畿圏の中での議論では、確かにペーパーに書いてもおりませんけれども、その部分をなかなか議論ができていないというのが実情でございますが、あくまでも私見ですが、先ほども申しましたように、国の計画、それから広域地方計画という2層の中で圏域としての方向性を決めていく。その中では、やはり大都市圏が圏域の努力だけでできないことがあるのではないかと。自分らでもできる部分もあるんですが、国家として引っ張っていただく部分もあるのではないかと。課題解決に当たっても、そういう違いがあるのかなと思っております。

【浅見座長】 あと中野様、お願いします。

【群馬県（中野課長）】 2点目の質問は、首都圏の計画対象区域をもう少し大都市圏のコアに絞るという議論がなされたかどうかというご質問でよろしいでしょうか。

【幾度官房審議官】 ええ。

【群馬県（中野課長）】 その点につきましては、今までの議論の中では、私の承知している範囲内では全くなかったと承知しております。大都市をどこまで見るかという部分ですけれども、首都圏を代表してという意見ではございませんが、私個人の考え方ですけれども、繰り返し申し上げますように補完と共生だと思っております。東京圏、あるいはもっと絞って東京の発展のためには、東京だけで課題が解決するということにはならないかと思っております。東京の課題を解決するためには、ある程度一定のエリアを見て、その中で課題を解決して、目標に向かって政策誘導していくということが必要だと考えておりま



す。

【浅見座長】 よろしいですか。

【幾度官房審議官】 わかりました。どういう議論がされているか確認したかったということでありまして、なかなか結論の出ない難しい問題でありまして、圏域の話についても、新しい大都市計画が一体何をやるための計画かということがあって、初めてどういう対象区域かという話なんでしょうけれども、議論が今の制度とか対象区域をア priori、何となくそれ前提だよねということで議論していると議論が広がらなくて、今後のありようが見えないから、そこら辺も少し白地にいろいろ考えることも必要かなと我々は思っているということと、もう一つは、広域地方計画との関係で言うと、国が国家的観点からやるような話は、今の計画がどうであるかという議論は置いておいて、本来は国土形成計画の全国計画で示されるべき話で、それを受けて各広域ブロックが国家的な骨格のもとに我がブロックをどうやっていくのかという今の計画体系になっていると思うので、その中で三大圏だけに固有の大都市圏計画が存在する意義をどこに見出したいいのかというところが、私個人的にはずっと悩んでいるところでありまして、難しい話ですけども、その辺でコメントでもあればということでもあります。

【浅見座長】 何かコメントはありませんでしょうか。難しい問いかけではあるんですが。

【幾度官房審議官】 いや、結構です。

【浅見座長】 あと、私は舟橋様に1つ伺いたいんですけども、メモの最後のところに「都市部だけでなく、近畿圏全体の発展に資する新たな制度を整備されたい」ということで、先ほど中野様が言われた連携みたいなことを含んでいるんだろうと思うんですが、これに関して具体的なイメージがもしあったら、ぜひ伺いたいと思うんですが。

【大阪府（舟橋参事）】 ここもまだ検討できていません。首都圏さんもそうなんですけれども、特に関西圏の場合、右肩上がりのときはあまねく近畿圏全体に影響が及んでいたんですが、今の時代になってくると、どうしても京阪神の都市部とその周りの府県となると、歩調がなかなか合わない部分も出てきていますので、この意見はなかなか集約できにくい部分もありましたので、その辺は非常に悩ましい問題で、我々も必死で考えなければいけないんですけども、できれば国のご支援もいただいているいろいろ一緒に考えていただければ幸いですので、よろしくお願いします。

【浅見座長】 ほかに何かありますでしょうか。

【山本室長】 1点よろしいでしょうか。

【浅見座長】 どうぞ。

【山本室長】 緑地のご意見を随分いただいたので、愛知県と群馬県にご質問させていただければと思います。愛知県の発言の中で、世界に通ずる大都市圏域としての緑地整備ということに触れていただいているんですけども、ご案内のように近郊緑地という制度は今首都圏と近畿圏にしかないんですが、そのあたりとの整合性をどう考えておられるか。新しい制度を仮に導入するとしても、首都圏と近畿圏と同じものである必要もないと思うんですけども、そのあたりはどうお考えになっているかということと、あと、群馬県さんにお伺いしたいのは、先ほど近郊緑地の制度を首都圏で残すことについては一致したということをご紹介いただいたんですが、今制度の対象になっていない特に群馬県とか周辺の3県から見たときに、一致したというのはどういうお考えになるのかということをお聞かせいただければと思うんですけど。

【浅見座長】 じゃあ、まず森田様、お願いします。

【愛知県（森田主幹）】 近郊緑地保全制度自体は中部圏にはない制度ですから、中部圏の中で何度も検討して今日臨んでいるわけではございません。ここについては、あまり掘り下げてはやっておりません。中部圏の場合は、もっと大きい枠組みで観光資源をも含む形で保全区域というのがございます。これについては、結果的にこれを後押しするツールがついておりませんので、ある意味で自然公園等とイコールのようなところがあって、その法律しているという状況です。

それから、愛知県におきましては、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」を定めておりまして、自然環境保全地区の指定済が13地区、今後の指定地区としてリストアップしているのが8地区あるのですが、新たに指定すると規制強化されることになりまますので、地元の反発等もあるというのが現状でございます。そういった取り組みとともに、神奈川県さんと並んで愛知県は都市公園の関係では先進県とされておりまして、公園緑地専門の課がございます。都市公園については、都市公園の政策ツールを使いながら整備しておりまして、かなり増えている状況にあります。

それから、名古屋市さんも、都市緑地法に基づくものにプラスアルファする形で、一戸建ての家までも緑化の対象としていますから、非常に厳しい規制があろうかと思えます。このように、いろいろなものが既に取り組みられています。

しかしながら、自然環境保全地区の担当部署は、地域を個々に保全するのではなくて、

もう少し生物の多様性を考えて、流域圏じゃないんですけども、つながった区域を全体としてとらえながら保全していく制度に変えていかないといけないのではないかという問題意識をもっておりまして、環境省さんで今そういった検討が進められていると聞いております。理想的にはそういう方向のようですけども、具体的にどうするかはまだないということですが、地域としましてもそんな考えを持っています。

愛知県の場合は、愛知万博の成果の継承ということで、里山の保全に取り組んできており、それからCOP10、生物多様性条約第10回会議が来年度開催されることとなっております。このCOP10の理念をいかに中部圏広域で考えていくかということ中部圏知事会議でも合意をとっておりますものですから、一つの方向として緑地を考えていく必要はあると思っています。ただ、いろいろな制度が錯綜しておりますから、これをどう整理しつつ新しい課題に対応していくのかというところで、いろいろとお知恵をいただきながら検討する必要があるかなと思います。

以上でございます。

【浅見座長】 それでは中野様、お願いします。

【群馬県（中野課長）】 おっしゃるとおり、群馬県は対象地域ではございませんし、周辺県では基本的にはないと承知していますけれども、全体として意見が一致したのは、各県とも緑地保全の必要性につきましても異論のないところであって、確かに東京圏、あるいは東京で緑地保全は当然必要だというのが1点でございます。もう一つは、協議の廃止ということですけども、地方分権の流れの中で、届け出といった制度で十分なのではないかという認識で一致したということでございます。

【浅見座長】 よろしいですか。

【山本室長】 ありがとうございます。先ほど群馬県から補完と共生というお話もありまして、大阪府が用意されたペーパーの2枚目の和歌山県のところに、緑のヒンターランドという、都心部の住民のための緑は必ずしも都心部の近辺だけで用意する必要はなくて、周辺も含めて保全するという考え方も紹介していただいているので、それが首都圏の補完と共生というところで何かお考えがあるのかなという問題意識がございました。

【群馬県（中野課長）】 当然のこととしてと言ったら失礼かもしれませんが、群馬県、あるいは周辺県においても自然公園とかいろいろな公園計画もありますし、実態上もまだ十分豊かな自然環境が残されていますので、群馬県、あるいは首都圏全体で見た場合に、環境という意味で果たしていける役割は十分あるかと思っています。

【浅見座長】 ほかに何かございますでしょうか。

すいません、そうしたら私ももう一点、どなたというわけではないんですが教えていた  
だきたいんですけども、大都市圏制度、あるいは広域地方計画でもそうなんですが、あ  
る種、広域的な調整をするための一つのツールとして使えるのではないかと思うんです。  
ちょっと仕組みが違うのは、広域地方計画ですといわば横並びで、同じような立場で調整  
していくある種横の調整みたいなものになると思うんです。大都市圏計画は基本的に国の  
計画であるとする、形式的には少しトップダウン的な形の上下の調整ということがある  
と思います。

調整を日々いろいろとなさっておられると思うんですが、大都市圏制度的な調整の仕組  
みが必要なのか、それとももうちょっと新たな形で生まれ変わることができるのかといっ  
た、調整機能として見たときの計画の位置づけとか、あり方はどのように考えている  
か伺いたいんですが、どこにお伺いしたらいいかわからないんですが、何かありませんで  
しょうか。どこでもいいです。じゃあお願いいたします。

【大阪府（舟橋参事）】 あくまで私見ですけども、制度の当初のときは、都市問題  
を解決するに当たっては、地方だけの取り組みで工場の立地制限や外へ出していくとい  
うのは、我々の緑地保全だって同じですが、国の大きな枠組みがあってこそ発揮できたも  
のだと思うんですけども、今そういうものが要るかどうかという検討が要るのかなと。  
むしろさっきから言っているように、どっちかというともう少し国としての誘導策的なも  
のがあるのかという観点で、どうなのかなというのはあるんだと思います。答えになっ  
ていないかもしれませんが。

【浅見座長】 ほかの方いかがでしょうか。例えばシミュレーションとして考えていた  
だきたいのは、広域地方計画の枠組みだけで都府県間の調整は十分機能するのか、それ  
もある種大都市圏制度的なものがあつたほうが円滑に進む部分があるのか、このあたりは。  
じゃあお願いいたします。

【群馬県（中野課長）】 首都圏に限っての、さらに個人的な意見になろうかと思いま  
すけれども、首都をどうするかという国の考え方が一つあるべきだと思うんです。それと  
あと、東京都はちょっと違うのかもしれませんが、都道府県は基本的には平等、対  
等だということで、対等な者同士の集まりである団体としての考え方が一つあるべきだ  
と思うんです。そうすると、それを調整するということで、首都圏に限って言えば、国と  
しての意見、都県としての意見の両方を、どういった場になるのかはわかりませんが、

調整する場が必要だとは思いますが、まとまりがなく恐縮です。

【浅見座長】 実は、広域地方計画でも国の機関が出て協議会で議論するんです。ですから、そこでも国の意見は実際に伝えることができるはずなんだと思うんです。だけど、大都市圏制度的な仕組みがあったほうがさらに円滑にいくのかという実態のところがよくわからないので、そういえば確かにこれがあったうまく進んだ例があるとか、あるいは別にそんなのは特になかったという印象なのか、そのあたりは何かないですかね。

【群馬県（中野課長）】 申しわけありませんが、承知していません。

【浅見座長】 難しい。わかりました。

【村木委員】 今のご質問に関連すると、大都市圏の計画があるからこの県はこういう役割を担うべきだという形の協議の仕方は、広域圏の計画の策定ではあまりないんでしょうか。

【群馬県（中野課長）】 広域地方計画についてですか。

【村木委員】 はい。

【群馬県（中野課長）】 所管が違うので、どういった協議のもとに広域地方計画をつくってきたか詳細は承知していないので、申しわけございません。

【村木委員】 すいません。

【浅見座長】 ほかに。どうぞ。

【愛知県（森田主幹）】 広域地方計画の中では、圏域内の地域間でどういう役割分担をするのかという考え方はあまり示されておりません。分野ごとの取り組みの中で、当然ある程度地域の特色を反映した形での記述分けはありますけれども、例えば業務機能をこういう形で分担していくという考え方は整理されておりません。そこは、都市の圏域構造を明確にする大都市圏計画とは趣を異にするところかと思っております。

それから、調整機能という点については、ご質問の趣旨がよくわからない部分がございますけれども、広域地方計画におきましては地域に協議会がありますので、国の地方支分部局の方々、あるいは各県との調整ということになります。大都市圏制度の場合は、今までいろいろな形で運用も本省と直接調整させていただいてきたというところで、そういう意味では役割が違うのかと思います。

冒頭私どもからご説明させていただいたように、広域地方計画は、自己完結しないまでも、あくまで各地域ブロックが自立化するということを目指す計画だと理解しております。そこは自助努力によって、もちろん国の力もいただきながらですけれども、各地域ブロッ

クがそれぞれ違った目標に向かって取り組んでいくということだと思っんです。

大都市圏制度は、ある意味国家のあり方を示していくものですから、プラスアルファの部分で何をすべきかというところについて、国のほうからある程度方向性をいただき、地域の意見も入れさせていただきながら、選択するところは地域が選択していくという流れで考えていく必要があるのではないかと存じます。一方は地域自立でございますので、切り口は自ずと違うということだと思います。

【浅見座長】 どうもありがとうございました。大体時間になってしまったんですが、よろしいですか。

【林委員】 ちょっと。

【浅見座長】 じゃあ短く。

【林委員】 大都市圏制度、都市圏というエリアの問題が一つ大きな課題ではないかという気がするんです。どのエリアを大都市圏制度の対象にするかということになってくると、過疎もあれば大都市圏の中にも過密のところもある。それから、地方制度調査会でも、地方制度を考えるときに小規模自治体と都市の制度のあり方は違うと考えると、広域地方計画がある中で、大都市圏のエリアをもう少し絞り込むというか、めり張りをつけるというか、そういうことも考えていかないとおそらく利害が対立するというか、右肩上がりのときはいいんでしょうけれども、地域の中で格差が出てくるときに、エリアをもう少し区切って考えていくことが必要なのではないかなという感じがします。

【浅見座長】 どうもありがとうございました。時間が来てしまったので、このあたりでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事（2）その他に移ります。事務局からご説明をお願いいたします。

【角田課長補佐】 回目の第5回ワーキングチームでございますが、年内を目途ということで日程調整をさせていただいてご連絡申し上げたいと思います。

以上でございます。

【浅見座長】 何かございますでしょうか。どうぞ。

【大阪府（舟橋参事）】 先ほど地方分権改革推進委員会の勧告に対する意見を私のほうお話しすることができなかったので、簡単に一言だけ。近畿各府県とも、勧告で示された見直しの考え方については肯定的な意見でございます。

ただ、大阪府から1点だけございまして、勧告では近郊緑地保全法のほうの9条になるんですが、緑地管理機構が緑地を管理する際に管理協定を定めるんですが、これが府県知

事との協議義務がございますけれども、管理協定に定めた施設整備については法に基づく届け出が不要になってしまいますので、そうなりますと、全く何の基準もない中で、適切な緑地の管理が担保できないんじゃないかという不安がございます。その点については、きちっと保全整備が適切に行われるように、基準の整備等を国でもお考えいただきたいということだけ申し上げさせていただきます。

【浅見座長】 どうもありがとうございました。ほかに何か。よろしいですか。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【角田課長補佐】 どうもありがとうございました。これをもちまして第4回大都市圏政策ワーキングチームを閉会いたしたいと思います。

— 了 —